

1. 再発防止策

3 電力会社からの報告を踏まえ、不適切事案の再発防止を徹底するため、以下の措置を電力会社に命じる。

- ① 水利使用に係る適正性の確認体制の整備
組織横断的かつ責任の所在が明確となる体制を1か月以内に構築し、各年度ごとに当該確認体制の実効性を報告すること。
- ② 河川法令の遵守意識の徹底
各年度ごとに、研修等の実施計画を策定し、前年度の実施状況を合わせて報告すること。
- ③ 河川法令手続きに係る事前相談の徹底
不適切事案の再発防止と河川管理者との意思疎通の確保のために、事前相談を徹底するとともに、工事計画、工事实績、工事履歴、報告データに係る測定予定表等を国土交通省に報告すること。
- ④ 定期的な自己点検の実施
外部専門家を含めた体制により再発防止策が適切に実施されているか否か等について自己点検の上、国土交通省に定期的（原則5年間ごと）に報告すること。

2. 重大な違反事案に対する処分

報告データ関係

i) ダム堤体の安全性に係るデータ

東北電力(株) 新水ヶ瀬発電所（水ヶ瀬（ミズガト）ダム、揚圧力等）山形県

【事案の概要】

ダムに関し、水利使用規則で報告を求めている堤体の安全性に関わるデータを長期間にわたり改ざんした。

【処分】第三者による堤体の安全性点検等

ダムの適正管理のための点検、職員研修等を内容とする自己点検計画を策定し、国土交通省に提出するよう命じるとともに、今後10年間を検証期間とし、第三者による堤体の安全性点検を行い、その結果を報告する。

上記事案の経緯・内容について、関係公共団体及び関係河川使用者に対する説明とその結果報告をあわせて命じる。

ii) 取水量上限設定プログラム（リミッター）関係

【事案の概要】

水利使用規則において取水量の報告を求めているにも拘わらず、許可最大取水量以上の取水があった場合にも許可最大取水量以内として記録するという不適切なプログラムを設置した。

現時点で未解除の会社：東北電力(株)

【処分】早期解除等

プログラムの早期解除と解除までの間の取水量報告の適正性確保のための措置等を内容とする是正計画の提出等を命じる。